

理事長あいさつ

私たちが役員に就任し約9ヶ月、全ての行事が初めてですが、今年も例年通り6月17日に通水式を行うことができました。

堀川通水に向けた山田堰土地改良区の大切な行事である「堀川クリーンアップ活動」を6月2日に開催しましたところ、地域住民の皆様、子供達合せて996名とたくさんの方に参加いただき堀川をきれいにすることができました。皆様のご協力に深く感謝いたします。

また、水車の組み立ても6月10日～13日にかけて行われました。現在回っている三連水車は今年で5年目、更新の年になります。そして、水車大工も後継者へ引き継ぎが行われています。

今年は梅雨入りが平年よりも遅く水不足を心配していましたが、通水式と同日に梅雨入りし、初日にまとまった降水があったことで代掻き・田植えと順調に進み安堵しております。一方で、奈良ヶ谷川の合流地では、まとまった雨が降ると土砂の流入が続いており通水に支障が生じないように調整を行っている現状もあります。

近年毎年のように異常高温により熱中症が多発しています。健康に留意され日々の仕事に向かって下さい。災害がなく五穀豊穡となりますよう願っています。

理事長 森部 茂美

令和5年度通常総代会開催

令和6年3月29(金)通常総代会を、朝倉地域生涯学習センターで総代49名中45名(うち書面議決書10名)が出席し開催しました。総代会では、「令和6年度一般会計収支予算(案)について」の議案を含む全5議案が承認・議決されました。

広報誌では、令和6年度一般会計収支予算書の概要を報告します。

令和6年度一般会計収支予算書				(単位:円)
[収入の部]		[支出の部]		
土地改良事業収入	17,351,000	土地改良事業費支出		12,952,000
附帯事業収入	220,000	附帯事業費支出		270,000
特定資産運用収入	1,000	一般管理費支出		15,305,000
補助金等収入	2,740,000	借入金返済支出		0
交付金収入	4,500,000	支払利息		0
寄付金収入	1,000	固定資産取得支出		0
雑収入	32,000	特定資産積立支出		612,000
借入金収入	0	雑支出		1,000
特定資産取崩収入	0	繰越金		0
繰越金	5,000,000	予備費		705,000
収入合計	29,845,000	支出合計		29,845,000

第65回全国土地改良功労者等表彰 農林水産省農村振興局長賞受賞

令和6年3月28日東京で第65回全国土地改良功労者等表彰式が開催されました。その中で山田堰土地改良区のこれまでの農業振興、地域活性化等につながる取組みが高く評価され、農林水産省農村振興局長賞を受賞しました。

第17回「地域とともに 堀川クリーンアップ活動」参加者996名

5月17日(金)30地区の区会長参加による「堀川連絡協議会」を開催。クリーンアップ活動の協力依頼と作業内容について説明を行いました。

6月2日(第1日曜日)第17回「堀川クリーンアップ活動」を開催。区会長を中心に積極的な地域での取組みがなされ、一般831名、子供165名、合計996名の参加を頂きました。皆様の熱心な活動の結果、堀川用水路は見違えるように綺麗になりました。心より厚くお礼申し上げます。

今後も先人たちが残してくれた地域の宝・財産である堀川用水路を地域住民の皆様と共に守り続けたいと思っています。来年度も6月の第1日曜日に第18回「堀川クリーンアップ活動」を開催しますので、ご協力よろしくお願い致します。



令和6年度 三連水車感謝祭開催について

楽しさ、親しみ、活性化、一体感、健康づくりを目的に、これまでのお盆時期の三連水車ライトアップの見直しを行い、三連水車の里あくら、藤井養蜂場等のイベントと連携することで、回遊性を提案し、三連水車や山田堰、恵蘇八幡宮等の朝倉市の地域資源を広く周知し、併せて賑わいづくりを行うこととしました。10月に「三連水車感謝祭」を開催しますので、ぜひご参加下さい。

山田堰受益面積の変更届について

災害復旧に係る桂川・妙見川の河川拡幅工事および両筑橋架け替え工事等に伴い、山田堰土地改良区の受益面積が変更になる組合員の方は、「地区除外申請書」の提出が必要となります。該当される組合員の方でまだ手続きをされていない方は**印鑑と面積変更のわかる書類(県土整備からの送付書類)**を持参の上、山田堰土地改良区事務所までお越しいただきますようお願い致します。

なお、地区除外決済金につきましては令和4年度通常総代会において10a当たり81,000円(賦課金の30年分)徴収する事が議決されましたので報告を致します。

賦課金納付について

改良区は組合員皆さんからの賦課金で運営されています。土地改良区の賦課金は公租公課にあたり、国税徴収法の例により強制徴収権を伴い徴収されるもので、組合員には納入義務があります。前期については7月12日例年通り10a当たり1,350円(平成9年より同額)をJ A口座より決済させていただきました。

決済されていない方は、早急にお支払い下さいますようお願い致します。

農地移動の届出は忘れずに・・・次の場合は届出を!

農地の売買や貸借は届出を!

農業委員会・法務局とは別に土地改良区へ届出が必要です。

*** 売買 * 贈与 * 貸借**

農地の転用は届出を!

農地転用の場合には土地改良区へ届出が必要です。

県道や河川拡幅等の公共工事による面積変更も届出が必要です。

組合員の変更は届出を!

- * 組合員の死亡、名義変更する場合
- * 農業者年金等により経営移譲する場合
- * 住所変更の場合

* ご不明な点は下記へご連絡ください *



水土里ネット山田堰(山田堰土地改良区)

〒838-1306 朝倉市山田161 電話・FAX : 0946-52-0531